

序：均等法40年—成立までの道とその後の発展

はじめに——「当たり前」が形になるまでの40年

2026年、男女雇用機会均等法は施行40年を迎えます。

現在では、採用や昇進での性別による差別の禁止、妊娠・出産や育児・介護を理由とする不利益取扱いの防止は、企業にとって当然の義務として受け止められています。しかし、こうした「当たり前」は最初から存在していたわけではありません。均等法の歩みは、日本社会が性別役割分業と向き合い、制度を少しずつ積み上げてきた歴史でもあります。

本稿では、均等法の成立までの道のりと改正の積み重ねを振り返り、その役割と今後の課題を考えます。

1. 均等法以前の状況——「保護」中心から「平等」へ

戦後の労働法制は、深夜業制限などに象徴されるように、女性を「守るべき存在」と捉えてきました。1972年の勤労婦人福祉法も福祉的配慮が中心で、雇用の平等は十分に扱われていませんでした。

しかし、高度経済成長期以降、女性の就業が進むなかで「女性だから」という理由で昇進等から排除される実態が顕在化し、女性運動や労働組合の問題提起を通じて社会的な課題として共有されるようになりました。

2. 国際的潮流と立法作業の進展

均等法成立の大きな契機となったのが、1979年の女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women (CEDAW))です。条約批准のため、雇用分野の男女平等を明確に位置付ける法整備が求められました。

一方で、企業は採用・配置への介入拡大を懸念し、労働側や女性団体は実効性ある差別禁止を求め、政府は国内事情との調整に苦慮しました。こうした議論の結果、1985年に男女雇用機会均等法が成立しましたが、当初は努力義務が中心であり、第一歩としての性格が強いものでした。

3. 施行後の現実と改正の積み重ね

施行後も男女差別は残り、コース別雇用管理の普及や出産退職の慣行などの課題が続きました。こうした現実を踏まえ、均等法は改正によって徐々に実効性を強めていきます。

- 1990年代後半:セクシュアルハラスメント対策を制度化
- 2000年代:差別禁止の対象を男性にも拡大
- 2007年改正:妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止を明確化
- 近年:マタハラ・就活セクハラ防止措置の義務化

均等法は、形式的な平等から「働き続ける権利」を保障する法体系へと発展してきました。

4. 男女平等と両立支援への均等関係法令の広がり

均等法の発展と並行して、育児・介護休業法だけでなく、パートタイム労働法(後にパートタイ

ム・有期雇用労働法)、女性活躍推進法、労働施策総合推進法(いわゆるパワハラ防止法)など、いわゆる均等関係法令が次々と整備されてきました。これらの法令は、雇用分野における男女平等の実現を目指すだけでなく、働き方の多様化やライフステージに応じたニーズに対応するため、仕事と家庭の両立支援という新たな課題にも応えようとしてきました。

育児や介護は長らく「個人の問題」「家庭の問題」とされてきましたが、育児・介護休業法の制度化は、それらを雇用管理上の課題として正面から位置付け直しました。同時に、パートタイム労働法は、非正規雇用労働者の均等待遇やキャリア形成を支援する方向へと進み、女性活躍推進法は、企業に対して女性の活躍状況の可視化や行動計画の策定を求めることで、組織全体の意識改革を促してきました。さらに、パワーハラスメント防止措置を義務付けた労働施策総合推進法の改正は、誰もが安心して働ける職場環境づくりを後押ししています。

こうした法令群は、それぞれ異なる角度からではありますが、「性別にかかわらず、誰もが継続して働ける社会」を実現するという共通の目的を持っています。均等関係法令は相互に補完し合いながら、男女平等の枠を超えて、仕事と家庭の両立支援や働き方の多様化への対応といった広範な社会的課題に向き合い、日本の雇用慣行を少しずつ変えてきたのです。

おわりに——40年の歩みを踏まえて

均等法の40年は、一気の改革ではなく、現実との対話を重ねた漸進的な変化の積み重ねでした。社会が変われば法律も変わり、法律が変わることで社会もまた変化していく、その相互作用の歴史でもあります。

少子高齢化と働き方の多様化が進む今、均等関係法令の意義はむしろ高まっています。40年の歩みを振り返ることは、これからの時代にどのような「当たり前」をつくっていくのかを考える出発点となります。



「みにくいアヒルの子」

激しい対立の末に誕生した男女雇用機会均等法を、労働省の担当者であった赤松良子氏はこう表現しました。

そこには、「今はみにくいアヒルの子でも、いつかは美しい白鳥に」という願いが込められていました。当時は「ザル法」などと批判を浴びたこの法律は、その後本当に白鳥に成長したでしょうか？